

内閣文庫藏庭訓往来について

— 仮名表記を中心にして —

蔵野嗣久

はしがき

室町時代の初等教育に広く用いられた庭訓往来は、現存する古写本も数多く、国語資料として重要なものとされている。内閣文庫に所蔵する一本は、早くは川口久雄博士「庭訓往来考」(註1)に引用せられ、石川謙博士「古往来についての研究」(昭24)にも簡単に解説されてあって注目されていた。しかし、国語学的に資料価値が認識せられ、利用されるようになったのは、例えば、岡見正雄氏「義経記」(日本古典文学大系37)・土井忠生先生「貴理師端往来について」(キリシタン研究第五輯)など、近年になってのことである。本稿は、国語資料として内閣文庫蔵本を利用する際に、そこに生じた仮名表記に関するいくつかの基礎的な問題を中心に考察し、紹介をも兼ねて説明を加えようとしたものである。

こゝに「内閣文庫藏庭訓往来」というのは、同文庫に書函番号入特一一九—一六Vとして現蔵されている古写本であって、「内閣文庫国書分類目録」(昭36)には、

庭訓往来 「室町」写 水野忠夫旧蔵 一冊
と記載されている(註2)。

本書は86.5x117.0の大きさの袋綴であって、藍色の表紙をもち、外題内題ともに「庭訓往来」とある。本文は、全二十五丁、毎半葉九行無界、各行18〜25字であって、それに朱及び墨で校異・読み仮名・声点・返点・句説点・音訓を示す符号などが付してあり、註釈も行間・欄外に書入れてある。相当使い古したものでらしく、全丁裏打されていて、原装は破損または摩滅している部分もあり、その上かなり虫損を受けていて保存はあまりよくない。しかも原装の部分はやゝ小さく、改装した際に截断したのであろう天地が僅かに切れていて、頭註・脚註のすべてを説きとることができない。

本書に奥書・跋文等はなく(原装における終丁裏を欠くので元来の存否は不明)、書写年代は明らかでない。川口久雄博士は、庭訓往来の本文の古い形を求め出す重要な手がかりとして、二月返状に「連歌者雖字無常寂忍之旧徹」の十二字を保有するか否か、正月返状の宛名が「謹上左衛門尉殿」とあるか「謹上源左衛門尉殿」とあるかの二点をあげておられる(註3)。本書は、かの十二字を保有し(但し、「常」字は「情」とある)、正月返状の宛名が「謹上左

「衛門尉殿」とある点、ともに古い形を示している。石川謙博士によれば、「註抄のない本文だけの古写本並に江戸時代の刊本は殆んど皆ここに掲げた通りの、十四字（私註、かの十二字に「未弁」の二字を加えたもの、この二字は本書にも別筆で挿入してある）の脱落がある」（註4）とのことであつて、単に形態的に古形を保っているだけでなく、本書の書写年代そのものも庭訓往来古写本の中では相当古いものであらうと考えられる。

本書の書写者についても知りたい。本文はほど整った楷書体で書かれており、かなりの教養を身につけている人の書写に係ると思われるが、例えば、次のような誤字・省画字の類もみられる。

齋符〔差〕（15ウ8）

謀判〔叛〕（16オ2）

貴恨〔遣〕（2オ1）

脈楯〔催〕（1オ4）

修罔〔罔〕（3ウ1）

小竹筒〔筒〕（2オ8）

これらは、原写本にかくあつたのか転写の際に生じたものか俄かに判定しがたいが、別に書写の誤りを直ちに消して書き改めたところがあり（例、2オ1・2、9オ3）、また、後の方まで書き終えて後に気付いたのであらう字を詰めて書き改めたいらしい痕跡もあつて（例、1ウ7）、書写にあたってはあれこれ気を配っているように見受けられ、本文の意味を十分に理解した上で書写したものと考へがたいにしても、原写本を誤りなく転写しようとした意図は察知できる。右のような誤字・省画字の類は、時代が隔たり私的なものではあるが道長自筆の「御堂関白記」にも多くの例がある（註5）のをはじめ、古写本にはめずらしいことでなく、また、正字意識の低い時代であるということからしても、書写者の教養をそれほど疑つてかゝる必要はあるまいと思ふ。室町時代にあつて庭訓往来は、

武家を中心とする指導者階級の子弟の初等教育に広く用いられたのであつて、本書はその出所から推してもそういう方面の教育に携わつた人によつて書写されたものであらう。

本書の書誌的な面については、以上のように、明らかにしうところは少いのであるが、それにもかゝらず国語資料として利用価値が高いのは、一にそこに付された読み仮名によるのである。

二

本文に付された読み仮名は複雑である。筆蹟・字形等について問題となる点を中心に検討してゆくことにしよう。

読み仮名は朱・墨二色あるが、墨には朱より前に付されたもの（これを「前墨」と略称する）と、朱より後に付されたもの（これを「後墨」と略称する）とがあつて、それは次の二点によつて明らかである。

1、墨の上に朱を重ねて書いたものと、朱の上に墨を重ねて書いたものとが数多く存在する。

2、墨の仮名に朱の濁点を付したものと（全22例）と、朱の仮名に墨の濁点を付したものと（全21例）とが存在する。

しかも、前墨・朱・後墨の三種は、種々の点において以下に述べるようにそれぞれ特徴をもつており、同一人の筆蹟とは認めがたいのである。

前墨は、後墨に比して墨色はかなり淡く、それによつてはゞ見分けることができるが、更に字形の上にも大きな特徴がある。即ち、文字の各画の書き出しが角の生えたような形になつていて筆先の癖

が著しく出ており、しかも線の太さが整っておらず、他の筆で書かれた仮名との相違は判然としている。「ア」「キ」などはとりわけ癖のある仮名である。「ア」は初画の曲折が二度ある感じであり、「キ」は横の二本線が多くは連続して綴られている。このような点からして、本文と同一の筆蹟とは到底思われぬ。

前墨で著しく特徴があるのは、濁点の表記であって、次のように大体三点を用いており、二点はわずかである（原文の仮名は漢字の右傍にある）。

ムジャウ〔無情〕（3オ1）

クバル〔賦〕（15ウ2）

ゴンノカミ〔權守〕（24ウ1）

このように漢語和語を問はず用いている。また、二点と三点との間に用法の差があるとは思えない。かゝる三点の表記は、室町時代の他の資料にみられるものと同じであって（註6）、特に墨Aの筆者を推定しうるようなものとはならない。なお、朱にも三点の濁点を用いているものが二例（19ウ6、24オ9）あるが、いずれも前墨の上に重ねて替いた朱であって、前墨にひかれてたまたま付したものとみるべきであらう。

前墨の本書における加筆箇所には片寄りがあって、十四丁以前にはそれほど記入されておらず、十五丁以後に多くみられる。しかも、前墨は傍訓の性格の強い読み仮名であって、助詞などを送仮名として単独に付したところは、殆んどみられない。

朱は、三種の読み仮名の中では概して字形がやゝ大きく、文字によつて縦長の感じが強く出ており、釋も比較的整つていて細い。た

だ前墨の上に重ねて書くとか同色の朱を書き改めるとかした場合に線も太くなつてはいるが、それは当然の結果であらう。前墨にみえるような連筆上の癖はなく、別人の筆蹟であることが知られる。筆蹟にのびのある点では本文の筆蹟のもつてゐる感じに共通性があるが、一方は漢字、今一方は片仮名という相違があつて、比較も容易ではない。他の筆蹟にみられない字形に「テ」（テ）があつて、よく用いられている。また、「ユ」には「ユ」に近い字形のものもあり、「レ」（レ）・「ル」（ル）なども朱だけにみられる特徴である。

本書の句読点・音調を示す符号・固有名詞を示す傍線などは、すべて朱で記入されており、返点にも朱を多く用いている。読み仮名でも格助詞「ノ」「ヲ」や動詞・助動詞・副詞などに添える基本的な送仮名は、朱で記入されたものが多い。即ち、朱は前墨よりも後に付されたものではあるが、本文訓読上の第一の補助符号としての性格をもつてゐるのである。こゝで、基本的な性格をもつ朱よりも前に何故前墨が記入されたのかという疑問が起るが、単なる臆測以上にはそれだけに答えるだけのものをもつていない。

なお、朱には同一の語に音読みと訓読みの二つの符号のついでに例があつて、或いは二回以上加筆されているかもしれないが、字形の上には認めがたく、たとえ二回以上にわたつて記入されているにしても、同一人の仕業であらう。

上述の前墨と朱はそれぞれ一筆であると思われるが、後墨は少し複雑である。

その一つとして、朱の仮名に墨で三点の濁点を付したものがあ

僧坊(18オ4)

(濁点は朱、ハの)

この三点の濁点は、前墨に比して墨色は濃く、しかも掠れ墨になっていて禿筆で書かれたらしい趣がある。明らかに前墨と付された時が違うのである。この特徴をもった墨は、本文に付された読み仮名の中にもいくつか見出され、校異として加筆した漢字の中にも存在する。もっとも、その数は多くない。字形上の特徴からみれば、これらを前墨と同一の筆蹟と認めてよいのではないかと思う。もしそうであるならば、以上の事柄から考えてみるに、前墨の筆者は別人によつて朱が加えられた後、再び禿筆でもって加筆したのである。前墨にみられる著しい特徴も、この筆先にその謎を解くかぎがあるかもしれない。

次に、後墨の中で最も数多く付されている墨について考えてみよう。前墨の筆者の付した墨を「墨A」と呼び、この墨を「墨B」と呼んでおく。

墨Bは、前墨に比して墨色は濃く、字形は円味があつて、他の筆蹟の仮名よりも左肩下りの感じがやゝ強くてしており、概して小さい。特徴のはつきりしている字形は「カ」「ロ」などであらう。

「カ」は墨A・朱では初画の末端を内側へ撥ねているが、墨Bでは撥ねずに第二画の末端とヤ字型に近付いている。「ロ」は初画と第三画とが短くて字形がはつきりせず、墨A・朱の角型のものとかなり趣が違っている。

墨Bは同じ面においても文字に大小の違いがあつて、一度に記入されたものではないかもしれない。なお、行間・欄外にみえる書入れば、大体に墨Bのようである。声点も墨Bであるかもしれないが、明らかでない。墨Bの加筆されている箇所は、十五丁以前に多

いのであるが、これは墨A・朱のつけられた後に付されたものであるから、結果的なものといえよう。

墨Bで著しい特徴をもつ表記は、ナ行・マ行の仮名に濁点をつけたものであつて、次のように用いている(便宜上用例の濁点を省略し、墨B以外の仮名を平仮名に改めて示す。以下準之)。

1、ニニ(9オ7、14ウ1)

仁政ニシセイ(6オ8)

客人キヤクニン(9ウ4)

旅人リョニン(10ウ2)

頭人トウニン(15オ7)

2、メメ(3ウ2)

3、モモ(3ウ2)

眉目ヒメク(10ウ7)

耳目ジモク(17ウ4)

(朱の上に墨書し)
濁点を付す

以上がその全用例である。これら通常濁点をつけない仮名に濁点を付しているのは、それが濁点を付さない形「ニ」「メ」「モ」で表わされる音と区別されるべきことを意味しているのであつて、1の「仁」「人」の字はともに「ニン」「ジン」の両音が存することにによる混乱が前提となつての表記とみるべく、23は1と同様のことに加えてバ行・マ行音通の史的事実が背景となつての表記とみるべきであらう。即ち、表記における一種の類推現象であつて、表記法のいまだ固定していなかった室町時代にあつては、特に奇とするに足らない。墨Bには別にザ行・バ行の仮名表記が存するけれども、それらと同音価を示していると思われる。なお、ニに濁点のついたものは、たゞ一例であるが朱にも存在する。

任国 (23ウ5) △便宜上濁点を省略V

問題の傍訓は左側に記してある。右傍には墨Aで「チン」と書かれ、その上に重ねて「ジン」と朱書してある。これは墨Aの誤りを朱で訂正したのが明瞭でなく、改めて左傍に問題の読み仮名を記入したのであろう。その類例も他に存する。たゞこの場合、左傍に「ジン」と記さなかったことが注目される。

仮名の合字体は、熱田本平家物語の例などが報告されている(註7)が墨Bにも次のようなものがある。

以〔アリト〕 (2オ6、15オ2傍註)

ア〔アツ〕 (20オ5傍註)

ア〔アリト〕 (1オ2・7各傍註)

これらは墨A・朱にみられず、墨Bの特徴である。「トモ」の合字体などありふれたものは墨B以外の仮名にもみられる。

以上にみえてきたように、墨Bには墨A・朱にない独特の表記がみられるのであって、この点からも別人の筆蹟であることが理解されるのである。

なお、本書の初めの数丁は複雑であって、筆蹟の点で異質の感じを受けるものがあり、更に別の墨がいくつかわわっているようにも見えるが、用例も少く、右の三種の仮名との関係もはっきりしない。その疑わしい例はこゝに除外し、後考に俟ちたい。

ところで、これらの読み仮名が転写によるものか筆者において随時に付したもののかの問題があるが、三種の仮名のいずれにおいても確実なことは知りがない。現存の古写本には、本書のように読み仮名が多くかつ特殊な表記で付してあるものは稀である。また、例え

ば、

判官代 (23ウ7) △フンはクワンが正しいV

僧綱 (20オ6) △モウはカウが正しいV

大勸進 (20オ4) △タンはクワンが正しいV

などのように、誤った読み仮名もある。しかし、一見筆者が随時に付したようにみえるこれらのものをもってしても、転写説を完全に否定し去ることはできないと思う。

かくして、これらの仮名の筆者がどのような経歴をもった人であるかについても、知るよしもない。

三

筆蹟・字形等の点において判然と区別できる三種の仮名は、仮名遣の上にも反映している。ア・ハ・ワ三行の混用は三種の仮名のいずれにもみえ著しい相違はないが、室町時代に問題のあるジヂズヅの四つ仮名とオ段長音の開合の仮名遣には、検討を要するものがある。こゝではその点についてみてゆくことにしよう。

四つ仮名・オ段の開合いずれの場合においても正しく表記している用例の方が多いことはいうまでもないが、混用例も以下に述べるように多数みられるのである。

まず、ジヂズヅの四つ仮名については、ズヅの混用例はみえないが、ジヂの方は混用とみられうる、またはその疑いのあるものがある。その用例は次の通りである(便宜上三点の濁点を二点で代用する。以下做之)。

I、ジとあるべきものをヂに表記している例

1、墨A

① 準^{チン}抛^{キョ} (24ウ5)

② 御^{チン}任^ニ国^ニ (23ウ2) (チの上)
(ニと朱書)

③ 任^{チン}国^ニ (23ウ5) (チの上)
(左傍ニは朱に濁点)

2、朱

△用例なし▽

④ 次^{チクワン}官^ニ (12ウ7) ② 自^ヂ由^ユ (4オ4)

⑤ 奥^{オクケン}檢^ニ (4オ4) ③ 尋^{ジン}常^ニ (12ウ4)

⑥ 尋^{ジン}常^ニ (8ウ3) ④ 尋^{ジン}常^ニ (1オ7)

⑦ 辻^{ツチ} (8ウ1) ⑤ 拜^ヘ仕^ニ (1ウ4)

⑧ 牧^{ボクダ}士^ニ (6ウ6) ⑥ 交^{マダ}レ^ヘ条^ニ (2オ3)

⑨ 交^{マダ}レ^ヘ色^ニ (17オ4) ⑦ 栢^{チヤク}榴^ニ (5ウ8)

⑩ 上^{チヤク}裁^ニ (14ウ2) ⑧ 利^{リチ}潤^ニ (8ウ1)

⑪ 許^フ陳^{チン}狀^ニ (16オ1) ⑨ 御^オ勸^{クワン}進^ニ (2ウ6)

⑫ 庵^{アン}室^ニ (4ウ4) ⑩ 番^{ハン}匠^ニ (6ウ5)

I、デとあるべきものをジに表記している例

1、墨A

① 持^チ齊^{サイ} (18オ8) ② 内^{ない}痔^ジ (22ウ1)

③ 高^{カウ}直^{ジキ} (23オ2) ④ 輕^{キヤウ}重^{ジュウ} (16オ9)

⑤ 柱^{チユ}杖^ウ (21オ1) (シヤウの上)

⑥ 炭^{タン}頭^{トウ} (19ウ9) (ウと朱書)

⑦ 供^ク頭^{トウ} (19ウ9) (シユウの上)

⑧ 參^{サン}頭^{トウ} (19ウ9) (シユウの上)

⑨ 淨^{ジン}頭^{トウ} (19ウ6) (ジウの上)

2、朱

① 後^ゴ陳^{ジン} (17オ4)

3、墨B

① 持^ジ仏^{フツ}堂^{ダウ} (4ウ4) ② 加^カ地^ヂ子^シ (4オ3)

③ 雲^{クモ}肌^ヒ木^キ (5オ8) ④ 遊^{ユウ}女^{ニョ} (7オ1)

⑤ 軍^{クン}致^ジ (12ウ2)

② 療^{リヤウ}治^ジ (22オ6)

右の墨Aの用例で、I-1の三例は直ちに混用例とみるわけにはいかない。①は左傍に朱書してあるのが正しく、「ヂンキョ」の形が存在したとは思えない。もとよりこの形をもって「ヂュンキョ」と読ませたと考えられない。単なるユの脱字であれば混用例とみられるが明らかでない。②③はともに同じ表記であって、表記上の誤りは考えがたい。「任」の漢音は「ジン」であって混用例とも考えられるが、実在したか否かは詳かでない。こうしてみると、墨Aの確かな混用例はIの場合だけである。Iには同類の混用⑥⑨もあるが、ともかく混用例のあることは書き分けの困難なことを物語っている。この点については別に「拷訊」(16オ7)の例があり、最初チと書いてすぐジと正したものらしい。これはジチを書き分けようとした意図を示すと同時に、ジチの書き分けが困難な状態にあったことを示していると思う。

次に、朱はⅠに全然用例がなく、Ⅱの場合に二例みえるのみである。しかも、その一例②は左傍に同じ朱で訂正している。また、墨Aの誤りを訂正している例の多いことも右にみる通りである。こうしてみると、朱はジヂの区別がかなり困難であったにもかかわらず仮名遣において明確に書き分けようと意図しているのであって、墨Aよりも一層規範意識が強いはたらいしているのである。

墨BはⅠの場合にもみられるが、Ⅰの場合に多い。音韻としては、撥音に続く場合を除き、ジヂはかつてジで表わしていた音の方に統一されようとする時代にあつて(註8)、このような仮名遣のみられることは注目される。中でも、Ⅰ⑬⑭⑮に対してⅡ⑤の存することは対照的に注目される。

次に、オ段長音の開合の混用についてみてみよう。その用例は次の通りである。

Ⅰ、開音であるべきものを合音に表記している例

1、墨A

- ① 座像 (18オ4)
- ② 仏像 (18ウ7)
- ③ 絵像 (18オ5)
- ④ 温槽 (21オ4)
- ⑤ 曹鶏 (21オ4)
- ⑥ 修造主 (19ウ6)
- ⑦ 堂頭 (19ウ5)
- ⑧ 微納 (24ウ5)
- ⑨ 飽満 (23オ5)
- ⑩ 卒法 (24ウ4)
- ⑪ 郷保 (24ウ9)
- ⑫ 望診 (19ウ9)
- ⑬ 損亡 (24ウ6)
- ⑭ 朱
- ⑮ 椰子 (5ウ1)
- ⑯ 柚柑 (5ウ8)

3、墨B

- ① 柚柑 (5ウ8)
- ② 精好 (8オ4)
- ③ 左道 (2オ6)
- ④ 四方 (11ウ8)
- ⑤ 養生 (23オ8)
- ⑥ 様 (2オ6)
- ⑦ 狂文 (13オ3)
- ⑧ 濃香 (2オ2)
- ⑨ 雑人 (15ウ7)
- ⑩ 百合草 (22オ1)
- ⑪ 黄草布 (20ウ8)
- ⑫ 曹鶏 (21オ4)
- ⑬ 盜賊 (10オ9)
- ⑭ 修造主 (19ウ6)
- ⑮ 出納 (20オ1)
- ⑯ 收納 (24ウ5)
- ⑰ 來納 (24ウ5)
- ⑱ 郷保 (24ウ9)
- ⑲ 疲勞 (24オ5)
- ⑳ 枕飯 (3ウ4)
- ㉑ 鎮仰 (14ウ5)
- ㉒ 拍子 (17ウ3)
- ㉓ 茗荷 (21ウ5)
- ㉔ 律令 (14ウ4)
- ① 隙気 (23オ6)
- ② 興 (17ウ3)
- ③ 御調度 (17オ7)
- ④ 頭首 (18オ2)
- ⑤ 頭首 (21オ4)

Ⅱ、合音であるべきものを開音に表記している例

1、墨A

- ① 隙気 (23オ6)
- ② 興 (17ウ3)
- ③ 御調度 (17オ7)
- ④ 頭首 (18オ2)
- ⑤ 頭首 (21オ4)

- ⑥ 堂頭 (19ウ5)
- ⑦ 微納 (24ウ5)
- ⑧ 刻彫 (18オ5)
- ⑨ 寮暇 (22ウ1)
- ⑩ 寮暇 (22ウ1)
- ⑪ 寮養 (23オ1)
- ⑫ 内瘡 (22ウ1)
- (セウと朱書)

2、朱

- ① 結構 (24オ8)
- ② 奏 (16ウ2)
- ③ 奏 (16ウ2)
- ④ 奏 (16ウ2)
- ⑤ 散動 (23オ5)
- ⑥ 容隠 (3ウ5)
- ⑦ 證讞 (19オ1)
- ⑧ 訴詔 (15オ4)
- ⑨ 超過 (16ウ8)
- ⑩ 農料 (4オ1)
- ⑪ 猿猴 (3オ3)
- ⑫ 猿猴 (3オ3)
- ⑬ 戦功 (11オ1)
- ⑭ 叢樹 (2ウ7)
- ⑮ 奔走 (12ウ1)
- ⑯ 毛拳 (3オ6)
- ⑰ 土貢 (24ウ9)
- ⑱ 等 (21オ8)
- ⑲ 舞童 (19オ2)
- ⑳ 要害 (10ウ4)
- ㉑ 焼香 (19オ4)
- ㉒ 新立 (5ウ6)
- ㉓ 遠遠 (24オ4)
- ㉔ 客料 (21オ9)

3、墨B

- ① 結構 (9オ4)
- ② 奉公 (3ウ3)
- ③ 伺候 (17ウ2)
- ④ 實僧 (7オ4)
- ⑤ 謀突 (15ウ7)
- ⑥ 猿猴 (3オ3)
- ⑦ 戦功 (11オ1)
- ⑧ 叢樹 (2ウ7)
- ⑨ 奔走 (12ウ1)
- ⑩ 毛拳 (3オ6)

右のように、オ段の開合は総数の上で四つ仮名の場合より混用例の多いことが知られる。これは、例えば天草版平家物語・四河入海など室町時代の主要資料と傾向を同じくする(註9)。特に朱は四

つ仮名をあれほど意識的に区別しているにもかかわらず、オ段の開合については墨A・墨Bよりも数の上では一層混用しているのが注目される。室町時代にあつて開合の混用は地方語とりわけ関東方言において早く起つたのであるが、このような朱の仮名遣を方言と結びつけて考えるには、なお問題が多いであらう。

さて、三種の仮名はどのような音韻について混用を起しているかという点になると、仮名遣の上に判然とした差がみられる。即ち、Iにおいて、墨Aでは①を除いた他の十一例すべてが○○から変つたものであり、朱では約半数が○残りの半数が○から変つたものであるが、墨Bではすべてが○から変つたものであつて○○から変つたものは一例も見出されない。こゝに三種の仮名の開合表記についての態度の違いが明確に出ている。

このように、かつて○○連母音であつたものにケウ・セウ等の仮名を用いず、キヤウ・シヤウ等の仮名を用いているのは、やはりそれが合拗長音化していることの反映であつて、こゝにキョウ・シウ等の仮名を用いていないのは、伝統のないことに基く抵抗感によると思われる。墨A・朱には合音を正しく表記した例もあるが、ケウ・セウ等とキヤウ・シヤウ等とを書き分けていたとは思えず、或る場合にケウ・セウ等を書き、或る場合にキヤウ・シヤウ等を書いたのであらう。たゞ墨Aには稀に「返抄」(24ウ3)のような例がある。Iの朱・墨Bにケウの類がみられるのは、音韻と仮名遣とのずれをはつきりみせているものである。

以上のように、四つ仮名においてもオ段の開合においても、その仮名遣の上に三種の仮名の性格が反映しているのである。

四

上にみてきたように、三種の仮名はそれぞれ特徴をもっているものであるが、中でも墨Bの仮名は注目される点が多い。

そのことは、四つ仮名及びオ段の開合の仮名遣において或る程度みられたが、母音交替の仮名遣において特徴的にみられる。とりわけ、オ段（拗）長音とウ段（拗）長音の交替した例に著しい。その用例は次の通りである。

I、オ段（拗）長音をウ段（拗）長音に表記した例

- | | |
|--|--|
| 要 ^{ユウ} 用 ^{ヨウ} (13ウ4) | 恐 ^{キウ} 悦 ^{エツ} (14ウ2) |
| 交 ^{キウ} 易 ^イ (7ウ4) | 交 ^{キウ} 名 ^{メイ} (3ウ6) |
| 胸 ^{キウ} 中 ^{チュウ} (14オ5) | 巧 ^{キウ} 匠 ^{シヤウ} (5ウ6) |
| 巧 ^{キウ} 匠 ^{シユウ} (6ウ5) | 耕 ^{ケウ} 作 ^{サウ} 業 ^{キヤウ} (5オ3) |
| 御 ^イ 教 ^{キウ} 書 ^{シヨ} (10ウ9) | 御 ^イ 教 ^{キウ} 書 ^{シヨ} (5オ2) |
| 證 ^{シフ} 判 ^{ハン} (12ウ3) | 小 ^{チウ} 蝶 ^{テウ} (1オ5) |
| 超 ^{チウ} 過 ^{クワ} (8ウ1) | 豹 ^{ヒウ} 皮 ^{カウ} (12オ8) |
| 序 ^{シユ} 表 ^{ヒョウ} (3オ2) | 御 ^ゴ 許 ^{キョ} 容 ^{ユウ} (11オ4) |
| 造 ^{シユ} 造 ^{ユウ} (10オ8) | 借 ^{シヤク} 用 ^{ユウ} (9ウ4) |
| 料 ^{リウ} 鞍 ^{クラ} 橋 ^{ハシ} (12オ7) | |

I、ウ段（拗）長音をオ段（拗）長音に表記した例

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 忠 ^{チウ} 舌 ^{ツツ} (11オ1) | 忠 ^{チウ} 勤 ^{キン} (3ウ4) |
| 被 ^ベ 誅 ^{シユ} (11ウ3) | |

なお、「重」は当時両長音がよく用いられているので除外してある。これらと同類のものは墨A・朱にもみられるが、用例は少い。墨

AではIが三例、Iが二例である。

I 法^{ホツ}橋^{キウ} (20オ3) 得^{トク}業^{キヤウ} (20オ4)

新^{シン}調^{テウ} (17オ5)

I、愁^{シウ}歎^{タウ} (23オ6) (朱^シ上) 徒^{テウ}僧^{ソウ} (20オ7) (朱^シ上)

朱ではIが二例、Iの例はみられない。

I、凶^{キウ}徒^ト (10オ9) 檢^{ケン}校^{キョウ} (20オ2)

このように、一応三種の仮名にみられるが、特に墨Bに著しいのが注目される。

右の例については、カ行音・タ行音などの比較的多いことがあげられる。この点は或いは^oの中でカ行音・タ行音のオ段合音化が遅れたこと（註10）に関係しているかもしれないが、明らかでない。

ところで、オ段音をウ段音に表記した例は、長音以外にも墨Bにはかなりみられる。

- | | |
|---|--|
| 青 ^{アウ} 鷗 ^{ウキ} (12オ5) | 奉 ^{フウ} 公 ^{カウ} (3ウ3) |
| 牧 ^{ブク} 士 ^シ (6ウ6) | 追 ^{シユ} 造 ^{ユウ} (10オ8) |
| 問 ^{モン} 注 ^{チュウ} 所 ^{シヨ} (14ウ2) | 序 ^{シユ} 表 ^{ヒョウ} (3オ2) |

母音交替については、このほかエ段音とイ段音の交替した例なども墨Bに注目されるものが多い。

語法についても、墨Bの仮名には「ベシ」の接続に注目すべきものがある。即ち、未然形に接続するものと、終止形に接続するものと両方がみられる。未然形に接続するものは次の入例である。（以下振仮名の一部を省略した。）

於^レ可^レ任^ニ用水之便^一者 (3ウ8)

可^レ懸^ニ桑代加地子^一 (4オ3)

可^レ令^ニ同道^一也 (1ウ5)

可^レ被^ニ仰下^一也 (5ウ9)

不^レ可^レ被^ニ弁捐^一 (9オ9)

可^レ被^ニ申下^一也 (13オ8)

能^レ々可^レ被^ニ存知者歟 (14オ2)

定^テ可^レ被^レ行候歟 (14オ7)

終止形に接続するものは次の二例である。

内々可^レ被^レ得^ニ御意^一 (1ウ7)

不^レ可^レ求^ニ過怠之疵^一 (6ウ1)

これらのものは、墨Aにはみられないが、朱には未然形接続が十例、終止形接続が三例ある。

用語で注目されるものも墨Bには多いが、中でも文末に用いる「畢」は特色がある。「をはんぬ」の形は次の一例である。

被^ニ仰下^一条々具以承候畢 (5オ1)

説み仮名のついたその他の例は「をはん」になっている。

春始御悦向^ニ貴方^一先祝申候畢 (1オ2)

加^ニ絃卷^一畢 (12オ3)

芳札之旨令^レ披見候畢 (18ウ4)

室町時代にあつて、これらは普通「をはんぬ」の形で出てくるものであり、このような形になっているのは注目されるべきものと思われ。

なお、墨Bには行間・欄外に記した註釈に動詞下二段活用的一段化したものが数例みられる。それらの中には、「始ムル」「始メル」のように二段一段両形のみえるものもある。もちろん、本文の中には一段化した用例がみられず、したがって、墨A・朱にはこのような例は存在しない。

あとがき

以上、内閣文庫藏庭訓往来について、仮名表記に関する数種の基礎的な問題を中心に考察してきた。未解決の問題も多く、また、誤解による妄説もあることと思う。大方の御叱咤を蒙れば幸いである。

(註1) 書誌学12ノ3 (昭14) 所収六五頁。

(註2) 水野忠央は江戸末期における紀州家の附家老で新宮城主、才学文武を兼ね、丹鶴叢書の刊行で知られている。

(註3) 庭訓往来考三 (書誌学12ノ6所収) 一七九頁。そこには、「謹上左衛門殿」「謹上源左衛門殿」とあるが、同稿に引

かれた原文によって私に「尉」の字を加えた。

(註4) 庭訓往来についての研究 (昭25) 九頁。

(註5) 池上頑造「自筆本と誤写」(国語国文22ノ11)・高松政雄

「御堂岡白記の奥態」(国語国文31ノ9) 参照。

(註6) 星加宗一「濁点の成立について」(国語と国文学9ノ

12)・国語学辞典「濁点」の項、参照。

(註7) 山田俊雄「国語の文字の変遷」(国語教育のための国語

講座3所収) 一四九頁。

(註8) 亀井孝「蜷縮涼鼓集を中心にした四つがな」(国語学4) 参照。

(註9) 亀井孝「オ段の(長音の)開合の混乱をめぐる一報告」(国語国文31ノ6)参照。

(註10) 土井忠生「近古の国語」(国語科学講座V所収)二七頁

〔附記〕

資料の閲読にあたって内閣文庫当局の方々に格別のご配慮をいただいた。記して篤く感謝いたします。

— 広島大学大学院学生 —